

ほっとなる広場公園 使用お申込みについて

《利用内容》

街の賑わい創出に寄与すると、ほっとなる広場公園管理協力会が判断するもの。

《ご利用の流れ》

(1) 事前相談、空き状況の確認 ※6 か月先の予約まで受付可

- ・お電話にてお問い合わせください（七日町商店街振興組合 TEL.023-631-6368）
- ・日時、使用内容、主催者など概要をお伺いします。

(2) 仮申請・審査・返答 ※実施の1 か月前まで

- ・企画書（具体的な実施内容が分かるもの）をご提出ください。
- ・審査のうえ、その結果等について、七日町商店街振興組合よりご連絡申し上げます。

(3) 本申請 ※使用日の3 週間前まで

- ・下記の必要書類一式をご準備の上、七日町商店街振興組合 事務所（山形市七日町 1 丁目 1-1）までご提出ください。
- ・必要書類
 - 公園使用許可申請書
 - ほっとなる広場公園使用申請（別添）
 - 公園平面図（具体的な使用範囲、使用する機材の数量や大きさ等の配置を記載）
 - 実施概要書（実施内容が分かるもの、チラシ等でも可）
 - 承諾書

(4) 申請書受理のご連絡

- ・七日町商店街振興組合よりご連絡申し上げます。

(5) 使用料納付

- ・山形市公園緑地課より、「使用料納付書」が郵送されます。
- 納付期限までにお支払いをお願いいたします。

(6) 使用許可

- ・納付確認後、山形市から「使用許可証」が発行されますので、お受け取り下さい。

«その他»

(1) 使用取り消し

- ・以下に該当する場合、利用をお断りすることがあります。予めご了承ください。

虚偽の申請を行っていたとき

暴力団・暴力団員・その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当することが判明したとき

納付期限までに使用料を納付しなかったとき

七日町商店街が必要と認めたとき

(2) ご利用に係る留意事項

- ・受付は、6 か月先まで、先着順で承ります。
- ・広場利用時間は、七日町商店街が特に認めた場合を除き、9 時から 20 時までとします。
なお、利用時間には準備、片づけの時間も含まれています。
- ・車両の乗入について
普通自動車（車両総重量 3.5 トン未満）は乗り入れ可能とします。
公園内なので利用者の安全管理に注意し、ゆっくり侵入し、切り替えをなるべく少なくしてください。
- ・BGM など音が出る場合は、近隣店舗への影響を鑑み、音量について要相談となります。
- ・広場内の直火はご遠慮ください。
- ・各自必要な届け出をし、各機関の指示に従った対応をお願いいたします。
 - 火器・熱を発生するものを使用する場合 ▷ 山形市消防本部（TEL.023-634-1195）
<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kurashi/bousai/shobo/1006426/1006433/1006276.html>
 - その場で調理・配膳をする場合 ▷ 山形市保健所（TEL.023-616-7280）
https://www.pref.yamagata.jp/020071/kurashi/shoku_anzen/shokuhineigyoku/eigyoku-rinji.html
 - 酒類を扱う場合 ▷ 山形税務署（TEL.023-622-1611）
<https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/location/yamagata/yamagata/index.htm>
- ・火器または発電機使用の場合は、消火器をご用意ください。
- ・使用後は速やかに原状回復を行ってください。
- ・指示された許可条件に従って下さい。
- ・ゴミなどは各自で処分をお願いいたします。

(3) 使用料

区分	1日あたり ㎡単価	例
出店者に直接売上が 入る場合	35 円	・出店の主体が個人、企業等の場合 ・フリーマーケット
売上がイベント運営 経費や事業経費に あてられる場合	13 円	・商店街活性化イベント ・チャリティバザー
国・地方公共団体の 主催事業、町内会 行事、その他特に認 めるもの	免除	・町内会行事 ・環境対策グッズ等の普及、地産地消の PR を主目的とする公的イ ベント ・児童、生徒の販売体験（教育の一環）

※減免の可否や使用料金については山形市役所へお問い合わせください。

(4) ほっとなる広場概要

所在：山形県山形市七日町2丁目1-8

面積：498㎡

電源：3,000W(30A)、2口